

平成 27 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ リ バ ー  
代 表 者 名 代表取締役社長 大川 博 美  
(コード番号 7959 名証第二部)  
問 合 せ 先 常務取締役 管理本部長 岸邊 均  
(TEL. 0564-27-2800)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 26 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 28 年 1 月 15 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	改 定 後
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第 40 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

#### 3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 28 年 1 月 15 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年 1 月 15 日

以 上